

新座市における焼却炉の規制

～新座市ダイオキシン類規制条例の概要～

新座市では、廃棄物の焼却に伴い発生するダイオキシン類の排出を規制することを目的とし、新座市ダイオキシン類規制条例（以下「市条例」といいます。）を平成11年3月29日に制定し、同年10月1日から施行しています。

また、平成14年9月30日に市条例の一部を改正し、同年12月1日から規制が強化されました。

1 規制対象となる焼却炉の規模（市条例第2条）

市条例の規制対象となる焼却炉の規模は、事業者及び一般の家庭が設置している（今後設置しようとする場合も含む。）次の要件にすべて該当したものです。

- (1) 燃焼能力が1時間当たり100kg未満であること。
- (2) 火格子面積（火床面積）が1㎡未満であること。
- (3) 燃焼室容積が1.4m³未満であること。

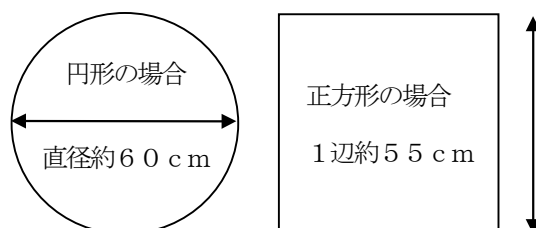
また、市条例の対象焼却炉は、その規模に応じ「小型焼却炉※1」と「簡易焼却炉※2」とに分類し、それぞれの取扱いを定めています。

なお、市条例における「焼却炉」とは、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」に定める構造を有する焼却設備をいい、具体的には次の構造を備えているものとします。

- (1) 空気取入口及び煙突の先端以外に焼却設備内と外気とが接することなく、燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度が摂氏800度以上の状態で定量ずつ廃棄物を焼却できるものであること。
- (2) 燃焼に必要な量の空気の通風が行われるものであること。
- (3) 外気と遮断された状態で廃棄物を燃焼室に投入することができるものであること（ガス化燃焼方式のその他の構造上やむを得ないと認められる焼却設備の場合を除く。）。
- (4) 燃焼室中の燃焼ガスの温度を測定するための装置が設けられていること。
- (5) 燃焼ガスの温度を保つために必要な助燃装置が設けられていること。

※1 小型焼却炉

市条例の対象焼却炉のうち、簡易焼却炉に該当しない焼却炉をいいます。市条例上、小型焼却炉については、簡易焼却炉と比べて厳しい基準（構造基準及び維持管理基準）や排出ガス中のダイオキシン類の測定義務、排出基準の遵守が課せられます。また、埼玉県生活環境保全条例（以下「県条例」といいます。）の規制対象として、届出義務、排出基準、維持管理基準・構造基準等が課せられます。



目安として、焼却炉の火格子面積又は火床面積が上図より大きいものが対象となります。

※2 簡易焼却炉

次の要件をすべて満たした焼却炉をいいます。

- (1) 燃焼能力が1時間当たり30kg未満であること。
- (2) 火格子面積（火床面積）が0.3㎡未満であること。
- (3) 燃焼室容積が0.42m³未満であること。

2 焼却炉の設置者の責務

市条例の対象となる焼却炉を設置する（既に設置している場合も含む。）方は、次のことが義務付けられます。

(1) 設置等の届出（市条例第7条・市規則第2条）

届出の要件と種類は、表1のとおりです。また、併せて県条例に基づく届出等も必要です（県条例では、家庭用焼却炉を届出の対象外としています。また、県条例に基づく届出の届出先は、埼玉県西部環境管理事務所です。）。

表1 市条例に基づく届出

| 届出を要する場合 | 届出の種類 |
|--------------------------|---------------|
| 市条例対象焼却炉を設置する場合（入替えを含む。） | 小型焼却炉等設置届出書 |
| 市条例対象焼却炉を廃止する場合 | 小型焼却炉等使用廃止届出書 |
| 届出に係る事項に変更があった場合 | 小型焼却炉等変更届出書 |

(2) 排出基準の遵守（市条例第6条・附則第3項）

小型焼却炉を設置しているもの（既に設置している場合も含む。）は、表2に基づく排出基準（県条例に基づくものを含む。）を遵守しなければなりません。

なお、市条例及び県条例では、排出基準に適合しない場合や、改善命令等に従わない場合には、罰則が適用されることがあります。

表2 排出基準一覧

| 項目 | 排出基準(新設) ^{※1} | 排出基準(既設) ^{※1} | 備考 |
|---------|--|--|--|
| ダイオキシン類 | 5 | 10 | 単位 [ng-TEQ/m ³ N] 県条例は、焼却能力が1時間当たり100kg以上200kg未満の施設が対象 |
| ばいじん | 0.15 | 0.25 ^{※2} | 単位 [g/m ³ N] |
| 塩化水素 | 500 | 500 | 単位 [mg/m ³ N] |
| 硫黄酸化物 | 14.5×10 ⁻³ ×He ² | 14.5×10 ⁻³ ×He ² | 単位 [m ³ N/時] |

※1 市条例では、平成11年10月1日に現に設置していた施設を「既設」とし、同日以降に設置する施設を「新設」とするが、県条例では、平成11年4月1日に現に設置していた施設を「既設」とし、同日以降に設置する施設を「新設」とする。

※2 埼玉県公害防止条例（旧条例）による規制対象の再生炉及び燃焼炉については、平成17年3月31日まで0.7g/m³Nとする。

※ 測定方法は、ダイオキシン類対策特別措置法に基づく方法によること。

※ 太枠で囲まれた項目（ばいじん、塩化水素及び硫黄酸化物）については、県条例に基づく測定項目とする。

(3) 定期的な排出ガス中のダイオキシン類濃度の測定（市条例第11条・市規則第5条）

小型焼却炉を設置しているもの（既に設置している場合も含む。）は、表3に記載された頻度でダイオキシン類等を測定し（県条例に基づくものを含む。）、その結果を3年間保存しなければなりません。

表3 排出ガス測定の頻度

| 項目 | 回数 | 備考 | |
|----|---------|----------|--------------------------------------|
| 濃度 | ダイオキシン類 | 年に1回以上 | 県条例は、焼却能力が1時間当たり100kg以上200kg未満の施設が対象 |
| | ばいじん | 年に2回以上 | 県条例で定めるばいじんに係る規制基準の適用施設 |
| | 塩化水素 | 年に2回以上 | 県条例で定める塩化水素に係る規制基準の適用施設 |
| 量 | 硫酸黄酸化物 | 2か月に1回以上 | 県条例で定める硫酸黄酸化物に係る規制基準の適用施設 |

※ 太枠で囲まれた項目（ばいじん、塩化水素及び硫酸黄酸化物）については、県条例に基づく測定項目とする。

(4) 構造基準・維持管理基準の遵守（市条例第8条・市規則第3条）

「1 規制対象となる焼却炉の規模」において明記した「焼却炉」としての構造基準のほか、小型焼却炉及び簡易焼却炉の区分に応じた構造基準・維持管理基準が適用されます。また、複数の焼却炉を設置している場合は、その規模を合算して得た規模の基準が適用されます。

ア 小型焼却炉の構造基準・維持管理基準

| 構造基準 | 維持管理基準 |
|---|---|
| <p>「1 規制対象となる焼却炉の規模」において明記した「焼却炉」としての構造基準のほか、次の要件を備えること。</p> <p>1 ばいじんを除去する機能（サイクロン、スクラバー等）を有するばい煙処理設備が設けられていること。</p> <p>2 ばいじん及び焼却灰が飛散し、及び流出しない構造の灰出し設備が設けられていること。</p> | <p>1 燃焼室において発生するガス（以下「燃焼ガス」という。）の温度を摂氏800度以上に保つこと。</p> <p>2 廃棄物の燃焼室への投入は、外気と遮断された状態で定量ずつ行うこと。</p> <p>3 焼却灰の熱しゃく減量が10パーセント以下になるように焼却すること。ただし、焼却灰を生活環境の保全上支障が生じるおそれのないよう使用する場合は、この限りでない。</p> <p>4 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させること等により、炉温を速やかに上昇させること。</p> <p>5 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させること等により、炉温を高温に保ち、廃棄物を完全に燃焼し尽くすこと。</p> <p>6 燃焼ガスの温度を連続的に測定し、かつ、1時間に1回以上記録すること。</p> <p>7 ばい煙処理設備にたい積したばいじん及び焼却灰その他の燃殻を除去すること。</p> <p>8 排出ガス中の一酸化炭素濃度を100万分の100以下とすること。</p> |

イ 簡易焼却炉の構造基準・維持管理基準

| 構造基準 | 維持管理基準 |
|---|--|
| 「1 規制対象となる焼却炉の規模」において明記した「焼却炉」としての構造基準を備えること。 | 1 燃焼ガスの温度を摂氏800度以上に保つこと。 2 廃棄物の燃焼室への投入は、外気と遮断された状態で定量ずつ行うこと。 3 運転を開始する場合には、助燃装置を作動させること等により、炉温を速やかに上昇させること。 4 運転を停止する場合には、助燃装置を作動させること等により、炉温を高温に保ち、廃棄物を完全に燃焼し尽くすこと。 5 燃焼ガスの温度を1時間に1回以上測定し、及び記録すること。 |

3 不適切な焼却の禁止（市条例第12条・市規則第6条）

(1) 不適切な焼却

「不適切な焼却」とは、地面での焼却やドラム缶による焼却など焼却炉として必要な構造を有していない施設を用いた焼却をいいます（市条例第2条第6号）。

なお、廃棄物の処理及び清掃に関する法律や県条例では、不適切な焼却について罰則が適用される場合があります。

(2) 不適切な焼却の特例

不適切な焼却は、原則として禁止されていますが、次の行為については、適用を除外します（ただし、周辺地域の生活環境に与える影響が少なくなるよう配慮してください。）。

ア 地域的慣習の催しに伴う行為

イ 小規模な落ち葉たき及びたき火による芋焼き

ウ 農作業として行う肥料作りのための落ち葉又はもみがらの焼却及び不用農作物の焼却

4 問い合わせ先

(1) 新座市ダイオキシン類規制条例については新座市市民生活部環境対策課まで
048-481-6769（内線1342・1343）

(2) 埼玉県生活環境保全条例については埼玉県西部環境管理事務所まで
049-244-1250（大気水質担当）